1. 保護者が離婚した場合

- ① 離婚届受理証明書
- ② 個人事項証明書 (戸籍抄本)
- ※上記①または②のいずれかをご提出ください。
- ※なお、離婚後も同じ住所に住民票がある場合は、離婚した相手方も審査対象となるためご了承ください。

2. 保護者が離婚協議中/離婚調停中/離婚訴訟中である場合

- (1)離婚協議中である場合
 - ① 弁護士等の作成する離婚協議中であることを証明する書類
 - ② 住民票上の住所と異なる場所に居住している方がいる場合は、居住地を証明 する光熱水費等領収書の写し

(2) 離婚調停中である場合

- ① 離婚調停申立書の写し
 - ※申立人、相手方の氏名・居住地のわかるページをご提出ください。
 - ※婚姻費用の分担請求調停は対象外のためご注意ください。
- ② 住民票上の住所と異なる場所に居住している方がいる場合は、居住地を証明 する光熱水費等領収書の写し

(3)離婚訴訟中である場合

- ① 離婚訴訟訴状の写し ※申立人、相手方の氏名・居住地のわかるページをご提出ください。
- ② 住民票上の住所と異なる場所に居住している方がいる場合は、居住地を証明する光熱水費等領収書の写し

3. 保護者が失業した場合

- ① 雇用保険受給資格者証の写し
- ② 離職票の写し (離職理由コードが記載されているもの)

原則、①をご提出ください。

※②の場合、離職理由コードによっては家計急変での審査が出来ない場合があります のでご了承ください。

4. 単身赴任等、芦屋市外に居住している生計維持者がいる場合

- (1) 芦屋市外に居住している生計維持者が、日本国内に居住している場合 下記①または②をご提出ください。
 - ①住民登録をしている自治体の発行する前年中の所得証明書類 (当年4~6月中に申請する場合は、前々年中の所得証明書類も必要)
 - ②今年度の住民税決定通知書の写し (当年4~6月中に申請する場合は、前年度の決定通知書写しも必要)
- (2) 芦屋市外に居住している生計維持者が、日本国外に居住している場合

前々年中及び前年中の所得を証明する書類

- ※日本語かつ日本円換算されたもの以外は受理いたしかねます。
- ※上記の提出がない場合、審査は出来ません。

5. 住民票と実際に居住している住所が異なる生計維持者ではない世帯員がいる場合

- ① 住民票上の住所と異なる場所に居住している方の、実際の居住地を証明する光熱 水費等領収書の写し
- ② 住民票上の住所と異なる場所に居住している方が施設入所中の場合は、施設利用費の請求書等の写し

(施設住所地・利用者名が確認できるもの)

上記①または②をご提出ください。

※上記のご提出がない場合は、該当の世帯員の方も審査対象となるためご了承ください。

6. その他特別な事情がある場合

芦屋市教育委員会 管理課 (TEL: 0797-38-2085) までご相談ください。